熊本県立芦北高等学校

いじめ防止基本方針

（「危機管理マニュアル」より抜粋）

平成２３年３月「危機管理マニュアル」作成

平成２６年　３月一部改訂（「いじめ防止対策」追加）

令和　２年１１月「いじめ防止対策」一部改訂

学校いじめ防止基本方針

１　いじめ防止等に関する基本的な考え方

（１）　教師自ら生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で

指導する教職員の姿勢そのものが生徒との信頼関係を築き上げる。全ての生徒が安心し

て学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、い

じめが行われなくなるよう努める。

（２）　いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であること

について、生徒が十分に理解できるよう努める。

（３）　県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服する

ことを目指す。

（４）　いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいか

にしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題としてとらえ、

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持たせるよ

うにする。

（５）　いじめは、どの学校でも、どの子供にも、起こりうるものであり、生命又は身体に重

大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、

警察や児童相談所等の関係機関と連携して早期に対応する。

（６）　いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」、さらには

「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを絶対に許さない雰囲気づく

りに努める。

（７）　日頃から、学校と警察や児童相談所等の関係機関の担当者の窓口交換や連絡を密に行

う。

（８）　社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域と連携

し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭

及び地域が組織的に連携・協働する体制づくりに努める。

２　いじめ防止等の対策のための組織

（１）　名　称

「芦北高校いじめ防止等対策委員会」とする。

（２）　構　成

校長、教頭、事務長、生徒指導主事、保健主事、第３学年主任、第２学年主任、第１学年主任、人権教育主任、養護教諭、教育相談担当及び外部専門家を委員とする。委員長を校長、専門委員を外部専門家とする。

（３）　組織の役割

ア　本校におけるいじめ防止推進に関する諸策を協議し、決定する。

イ　決定した諸策を実施し、評価及び改善を行い検証する。

ウ　いじめ根絶につながる年間活動計画を立てる。

エ　本委員会をいじめの相談・通報の窓口とし、いじめに関する情報収集と記録、共有を行う。

オ　いじめを確認した場合や疑わしい事案があった場合は緊急会議を開催し、当該生徒からの事情聴取、保護者への説明と事情聴取、指導体制の決定等迅速に対応する。

カ　いじめ事案があった場合、重大事案かどうかの認定を行う。

キ　本委員会で重大ないじめ事案と認定した場合、事実についての詳細を保護者・職員・県教委に校長が報告する。

ク　本委員会は、育友会、芦北町教育委員会（中学校含む）、県教育委員会及び警察と連携し、いじめの未然防止に努める。

（４）　委員会開催の時期

本委員会を学期１回、年３回（６月、１２月、３月）開催する。

３　いじめに対する措置

職員は、いじめを発見したり、生徒からのいじめの訴えがあったり、いじめの可能性があると判断したり、いじめと疑わしく感じたりした場合は、学年主任や生徒指導主事等及び管理職へ報告し、校長が重大事案と判断した場合、本校の「いじめ対策マニュアル」にある校内職員で組織する『いじめ問題対策委員会』、本委員会である『芦北高校いじめ防止等対策委員会』を速やかに開催し、次のａ～ｄの対応を実施する。

また、重大事案でないと判断した場合でも、重大事案につながる恐れのある場合は、同様に対応する。なお、いじめと判断した場合は、その程度に関係なく関係機関と連携しながら学校をあげて組織的に取り組む。さらに、いじめではないと判断された場合でも、相談窓口での相談を継続するとともに継続的な観察と援助を行う。

（１）　被害者への対応

被害者には全く非がないことを十分理解させ、安心して話せる環境をつくり、具体的な内容について聞き取り調査を行う。複数の職員で聞き取り調査を行い、記録し、被害者にいじめの内容確認をする。聞き取り後は被害生徒の安全確保のため、保護者への引き渡しを確実に行う。その際、被害者の保護者にも、いじめ発見や訴えのあったいじめ事案について報告を行う。また、被害者の保護者からも情報の収集を行う。

（２）　加害者への対応

当該事案についての内容を確認し、事実であると認めた場合、その原因や他の生徒の関わりの有無など詳しい内容について聞き取り調査を行う。調査は複数の職員で行い、内容を記録し、加害者へその内容を確認する。いじめ行為と判断された場合、逆に被害者の立場だったらどう思うのか、また、被害者へ与えた影響について十分考えさせ、いじめ行為であることを認識させる。速やかに保護者へ連絡し、事実確認を行い、職員が複数付添い保護者同伴で被害者に謝罪等を行わせる。

（３）　集団への対応

加害者への聞き取り調査で、加害者以外に複数の生徒が加害していた場合個別に聞き取り調査を行う。聞き取り調査の内容及び調査の方法は、加害者への対応と同様とする。少なからずいじめに関わっていたり、あるいは中心的な人物として関わっていた場合は、速やかに保護者へ連絡し、職員が複数付添い保護者同伴で被害者への謝罪等を行う。

（４）　全体（クラス）への対応

もしも学級内で被害者と加害者が存在した場合、重大事案として判断されるか重大事案につながると判断された場合は、臨時の学級保護者会を開催し、事案の内容と今後の対応・対策について説明し、理解を求める。また、学級からも学校からもいじめがなくなるよう啓発を行う。

４　いじめ対策マニュアル

**生徒からのいじめの訴え・いじめの可能性の発見**

 **いじめの早期発見のための取組**

①学校内外での生徒の行動観察　②定期的なアンケートの実施

③保護者との情報交換　　　　　④地域の方からの情報提供

 **すぐに関係者へ連絡**

発見した教職員

学級担任

学年主任

生徒指導主事

人権教育担当

校長

教頭

**いじめ問題対策委員会**

教頭･生徒指導主事･学年主任･保健主事

人権教育担当者･教育相談担当者･関係職員等

　 **事実確認・情報収集**

　　①被害者から

　　②被害者の保護者から

　　③その他の情報提供者から

　　④全教職員から

　　⑤いじめた側の生徒から

　　⑥その他（友人など）

いじめと

思えない場合

①一人で判断しない

②いじめの訴えを否定せず

　教育相談を継続

③継続的な行動観察と援助

いじめと言える場合

①いじめられる生徒の安全確保と

　継続的援助

②いじめをする生徒への指導と援助

③恐喝・暴行は警察と連携

 **謝 罪**

①いじめた生徒　　　　 → いじめられた生徒

②いじめた生徒の保護者 → いじめられた生徒とその保護者

**事 後 指 導**

　①目に見える指導　　・いじめた生徒への懲戒指導

　　　　　　　　　　　・関係クラス、関係学年、全校生徒への説明と指導

　②いじめを繰り返さないための配慮と人権教育の徹底

　③役割分担による校内巡回指導など

 ④心のケア、カウンセリングの継続

　⑤関係者・機関等への適切な報告

　⑥事例の分析、改善策の立案

 教育委員会（電話での第一報と継続的報告）

保護者への説明（現状と対策）

保護者への

継続的な

・報告

・説明

・共通理解

 複数教員で確認

 全職員での共通認識

　（臨時の職員会議）

関係機関との連携

報道機関への対応

**日 常 の 取 組 体 制 の 強 化**

相談窓口：人権教育主任

　　　　　養護教諭